

主 文

本件申立を棄却する。

昭和四七年一二月二〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	田	中	二	郎
裁判官	関	根	小	郷
裁判官	天	野	武	一
裁判官	坂	本	吉	勝